

## レースオフィサー制度事務処理要領

平成12年	6月	1日
一部改訂平成13年	8月	1日
一部改訂平成14年	10月	19日
一部改訂平成18年	5月	27日
一部改訂平成21年	5月	23日
一部改訂平成24年	2月	18日
一部改訂平成24年	9月	8日
一部改訂令和2年	6月	27日
一部改訂令和4年	6月	18日

### 1. 講習会及び試験の準備

#### 1. レースオフィサー認定のための講習会及び試験

- (1) 試験は原則として2年毎に実施する。
- (2) 講習会及び試験の実施計画は、JSAF レースマネジメント委員会レースオフィサー小委員会（以下、本部という）と実施加盟団体が都度協議のうえ立案する。
- (3) ① ローカル・レースオフィサー（以下、LROという）の講習会は、1日実施とする。  
開催地は最小県・クラブ単位とする。
- ② エリア・レースオフィサー（以下、AROという）の講習会及び試験については、1日実施か2日間実施を選択する。  
開催地は、原則として北海道、東北、関東、中部、近北、関西、中国、四国、九州等 各水域の中心地等とするも、受講受験希望者の多寡を参考に開催地を選定する。
- ③ ナショナル・レースオフィサー（以下、NROという）の講習会及び試験については、2日間実施とする。  
開催地は、原則として東京とするも、受講受験希望者の多寡を参考に開催地を選定する。
- (4) JSAF レースマネジメント委員会事務局は、講習会及び試験の日程等について、JSAF ホームページに掲示すると共に、可能な限り、連盟報（J-Sailing）に公示する。

#### 2. レースオフィサーの認定はレースオフィサー規定に従い、レースにおいて海上の運営のみならず大会運営上の全ての知識と経験を持ち、体力、判断力に優れ、大会組織委員会及びレース委員会のアドバイザーとして大会をサポートし、もしくは責任を持って運営できる能力があるかどうかを見極めた上で認定される。なお、LROは一定分野のことについて知識と経験を持った者を対象としている。

レースオフィサー認定のための試験は本部が実施する。試験実施に要する人員は原則として本部がレースマネジメント委員の中から派遣する。

#### 3. 担当者等の任命

- (1) JSAF レースマネジメント委員長は、レースオフィサー認定のための講習会及び試験



- (4) 上記(3)④の、受講受験者名簿(受講受験申込書)に基づき受講・受験者一覧表を作成する。
- (5) 講習会及び試験の関係資料、備品等の用意
- ① 講習会資料(補助教材等)
  - ② 試験問題
  - ③ レースオフィサー認定試験申込書
  - ④ 受講・受験者一覧表
  - ⑤ 受講受験者名簿(受講受験申込書)
  - ⑥ 認定講習会試験実施報告書
  - ⑦ 筆記用具、のり、はさみ、ホッチキス、2穴パンチ、バインダー、定規、ファイル、領収証、ゴム印、印鑑、朱肉、スタンプ台、金銭出納帳、釣り銭、名札、その他

(6) 試験問題

原則的には、試験問題はレースオフィサー小委員長等がARO用、NRO用に整理等を行い、次にARO用については、概ね3～5通りの試験問題パターンを作成しておくものとする。

なお、試験問題は本部にて保管し、JSAF レースマネジメント委員長もしくはレースオフィサー小委員長が、問題ファイルのパターンから当日の試験に使用する問題を選び、本部が必要部数をコピーし、実施担当者に郵送する。実施担当者は会場へ持参する。

## II. 講習会及び試験の実施

1. 受付にて出欠席の確認を行い、名札を発行する(各自に氏名及び所属団体名等を記入してもらう)と共に、資料等を配布する。
2. 実施担当者は、自己紹介および水域担当レース委員、講師を紹介する。
3. これからの時間割、認定までのスケジュール等を説明する。
4. 講習会終了後、ARO、NRO受験者については、試験問題及び解答用紙を配布する。  
この際、試験終了したら、そのまま解散の旨を説明する。
5. 問題用紙及び解答用紙に氏名等を記入してもらう。
6. 試験開始を発表する。
  - (1) AROは90分以内の予定(50問を予定)
  - (2) NROは120分以内の予定(50問を予定)
7. 参考書等の持ち込みについて
  - (1) AROはルールブックのみ持ち込み可。
  - (2) NROは全て持ち込み不可。
8. 受験者からの質問で、問題の内容に直接関係するものは返答しない。
9. 試験開始後AROは60分、NROは90分以降においては、問題用紙及び答案を提出後、退出を認める。
10. 試験終了時間になったら、問題用紙及び答案を回収する。

### Ⅲ. 審査及び採点

1. 試験の合格点は70点以上とする。
2. 担当者等は、答案の採点を行い、点数を受講受検申込書の試験欄に記入する。
3. 担当者等は、採点后、問題用紙・答案(予備の用紙を含む)並びに採点分析表(正解率表)をレースオフィサー小委員長へ提出する。
4. 担当者等は、認定講習会試験実施報告書に実施状況を記載し、受講受検申込書、受講受験者名簿、受講・受験者一覧表を、レースオフィサー小委員長へ提出する。
5. 担当者等は、認定講習会試験実施報告書とともに会計報告(領収書を含む)の詳細をレースオフィサー小委員長に提出する。  
レースオフィサー小委員長は、講習会に係る一連の事務状況を都度JSAFレース委員長に報告する。
6. JSAFレース委員長は合否に関する意見がある場合は意見を付けて、認定のためのJSAFレースマネジメント委員会レースオフィサー小委員会の議に付する。

### Ⅳ. レースオフィサーの認定、登録及び公示

1. 認定及び名簿への登録
  - (1) JSAFレースマネジメント委員会レースオフィサー委員会は、点数が記入された受講受検申込書、受験者名簿、JSAFレース委員長の意見書がある場合はその意見書、認定試験実施報告書等を審査し、合否を判定、合格者を認定する。
  - (2) JSAFレースマネジメント委員会事務局は、受験者に合否通知を発行する。
  - (3) LROは、認定講習会の受講をもって認定する。
  - (4) JSAFレースマネジメント委員会事務局は、合格者をレースオフィサー名簿に登録する。
2. 外洋艇レースのレースオフィサー資格について  
外洋艇レースはディンギー系レースとやや異なった安全・通信に関する知識、計測とレーティングや国際海上衝突予防法に関する知識、そして危機管理に対するノウハウ等がなければ、大会運営を務めることは出来ない。  
したがって、外洋艇レースの運営を行うレースオフィサーには、それら知識を得るための専門的な講習会の受講を義務づけるものとする。この講習会は、レースマネジメント委員会外洋小委員会が行う。
  - (1) 外洋艇レースのレースオフィサーとして認定を受けようとするLRO、ARO、NRO有資格者は特別に講習会を受講しなければならない。
  - (2) 同認定講習会の受講修了をもって、外洋艇レースオフィサー資格取得とみなす。
3. 公示  
レースマネジメント委員会事務局は、新しく認定されたレースオフィサーについて、ホームページに公示する。レースオフィサーは、資格種別・氏名・居住地一覧を掲載する。

4. 登録番号等

所属団体 レースオフィサークラス 番号  
 (3桁) (3/2/1) (4桁)

			-		-			
--	--	--	---	--	---	--	--	--

所属団体コード番号 (J S A F 運営規則 別表4)

① 加盟団体 (各県連及び外洋艇を統括する団体)

北海道セーリング連盟	0 0 1
青森県セーリング連盟	0 0 2
岩手県ヨット連盟	0 0 3
宮城県セーリング連盟	0 0 4
秋田県セーリング連盟	0 0 5
山形県セーリング連盟	0 0 6
福島県セーリング連盟	0 0 7
茨城県セーリング連盟	0 0 8
栃木県セーリング連盟	0 0 9
群馬県セーリング連盟	0 1 0
埼玉県セーリング連盟	0 1 1
千葉県セーリング連盟	0 1 2
東京都セーリング連盟	0 1 3
神奈川県セーリング連盟	0 1 4
山梨県セーリング連盟	0 1 5
新潟県セーリング連盟	0 1 6
長野県セーリング連盟	0 1 7
富山県セーリング連盟	0 1 8
石川県セーリング連盟	0 1 9
福井県セーリング連盟	0 2 0
静岡県セーリング連盟	0 2 1
愛知県ヨット連盟	0 2 2
三重県セーリング連盟	0 2 3
岐阜県ヨット連盟	0 2 4
滋賀県セーリング連盟	0 2 5
京都府セーリング連盟	0 2 6
大阪府ヨット・セーリング連盟	0 2 7
兵庫県セーリング連盟	0 2 8
奈良県セーリング連盟	0 2 9
和歌山県セーリング連盟	0 3 0

鳥取県セーリング連盟	0 3 1
島根県ヨット連盟	0 3 2
岡山県セーリング連盟	0 3 3
(公財)広島県セーリング連盟	0 3 4
(社)山口県セーリング連盟	0 3 5
香川県ヨット連盟	0 3 6
徳島県ヨット連盟	0 3 7
愛媛県セーリング連盟	0 3 8
高知県セーリング連盟	0 3 9
福岡県セーリング連盟	0 4 0
佐賀県ヨット連盟	0 4 1
長崎県セーリング連盟	0 4 2
熊本県セーリング連盟	0 4 3
大分県セーリング連盟	0 4 4
宮崎県セーリング連盟	0 4 5
鹿児島県セーリング連盟	0 4 6
沖縄県セーリング連盟	0 4 7
外洋北海道	1 0 1
外洋津軽海峡	1 0 2
外洋いわき	1 0 3
外洋東関東	1 0 4
外洋東京湾	1 0 5
外洋三崎	1 0 6
外洋三浦	1 0 7
外洋湘南	1 0 8
外洋駿河湾	1 0 9
外洋東海	1 1 0
外洋近畿北陸	1 1 1
外洋内海	1 1 2
外洋西内海	1 1 3
外洋玄海	1 1 4
外洋南九州	1 1 5
外洋沖縄	1 1 6
② 特別加盟団体	
艇種別団体	
日本ソリング協会	2 0 1
	2 0 2
日本470協会	2 0 3

日本フィン協会	204
日本スナイプ協会	205
日本シーホース協会	206
日本OP協会	207
日本FJ協会	208
日本モス協会	209
日本505協会	210
日本ファイアーボール協会	211
日本レーザークラス協会	212
日本インターナショナル14フッター協会	213
日本トーネード協会	214
日本トッパー協会	215
日本K16協会	216
日本ミラークラス協会	217
日本ナクラ協会	218
日本シーホッパー協会	219
日本ドラゴン協会	220
日本420協会	221
日本J24協会	222
日本国際ヨーロッパ級協会	223
日本ウィンドサーフィン連盟	224
日本テザー協会	225
日本エンタープライズ協会	226
日本ホビークラス協会	227
日本模型ヨット協会	228
	229
日本49erクラス協会	230
日本スター協会	231
	232
日本シードスポーツ協会	233
	234
セーリングスピリッツ協会	235
日本29er級協会	236
日本Melges24クラス協会	237
日本ミニトン協会	238
日本A級ディングー協会	239
日本イングリッド協会	240
アクセス	241

X-35 ワンデザイン	242
IRC	243
オープンビック	244
	245
階層別団体・クラブ等の団体	
全日本学生ヨット連盟	301
全国高等学校体育連盟ヨット専門部	302
(一社)日本ジュニアヨットクラブ連盟	303
全日本実業団ヨット連盟	304
全日本自治体職員ヨット連盟	305
日本ヨットクラブ連盟	306
全日本実業団ボードセイリング連盟	307
東京ヨットクラブ	308
日本ヨットマッチレース協会	309
日本学生ボードセイリング連盟	310
淡輪ヨットクラブ	311
(社)関西ヨットクラブ	312
大阪北港ヨットクラブ	313
北海道外洋帆走協会	314
葉山マリーナヨットクラブ	315
福岡ヨットクラブ	316
日本障害者セイリング協会	317
日本視覚障害者セイリング協会	318
日本学生外洋帆走連盟	319
京都ヨットクラブ	320
琵琶湖ヨットクラブ	321
(一社)江ノ島ヨットクラブ	322
徳島ヨットクラブ	323
石巻ヨットクラブ	324
シーボニアヨットクラブ	325
特定非営利活動法人八重山ヨット倶楽部	326
湘南サニーサイドマリーナ	327
ニッポンセールトレーニング葉山	328
横浜クルージングクラブ	329
	330
③ 本部	
JSAF レースマネジメント委員会	048



(1) レースオフィサーのクラス コード番号

LRO 3

ARO 2

NRO 1

(2) 番号

LRO、ARO、NRO毎に各々0001から始まる一連の番号。

## V. 会計

1. JSAF レースマネジメント委員会レースオフィサー小委員長は年間の講習会及び試験の実施計画に基づき、年間予算計画書を12月末日までに作成する。
2. 同予算計画書を基に、JSAF レース委員長は連盟理事会に本部の予算計上を上申する。
3. JSAF レースマネジメント委員会事務局は、毎年決算報告書(その他事業を含む)を作成、JSAF レースマネジメント委員長に提出し、JSAF レースマネジメント委員長は連盟理事会に報告する。

## VI. 登録名簿などの整理・保管

1. JSAF レースマネジメント委員会レースオフィサー小委員会事務局は、受講・受験者名簿および一覧表、受講受検申込書、認定講習会試験実施報告書等の整理・保管を行なう。登録名簿の保管はLRO、ARO、NRO毎に整理し、保管する。
2. 試験の答案は本部にて保管する。保管期間は原則として認定証の有効期限までとする。
3. 資格を失った者、取り消された者、辞退した者、死亡した者については登録名簿から削除する。

## VII. 更新

1. 更新のための講習会及び更新手続き等は新規認定時に準じて行なう。  
更新する者に対しては、レースオフィサー規定の更新要件に基づき、以下のものを提出してもらおう。
  - (1) 更新受講申込書
  - (2) 連盟メンバー登録証の写し
  - (3) 所属団体長等の推薦状(NROのみ)
2. 上記2の更新受講者名簿(更新受講申込書)に基づき、受講者一覧表を作成する。
3. 更新のための講習会
  - (1) 講習会の内容は主に改正されたセーリング競技規則に関連したものとする。
  - (2) 費用  
講習料 1,500円 認定料 500円 計2,000円  
ただし、JSAF レースマネジメント委員長が特に認める場合には、更新受講料を減免することができる。

(3) 受講者が持参するもの

- ① 筆記用具
- ② ルールブック
- ③ 講習料、認定料

(4) 更新前4年以内にWSレースマネジメントクリニックまたはWSレースオフィサーセミナーを受講した者は、更新講習の受講を免除する。

4. レースオフィサー小委員長は水域担当レース委員と協議して、その実施計画（予算計画を含む）を策定し、JSAFレースマネジメント委員長に報告する。JSAFレースマネジメント委員長は同計画をJSAF理事会に上申する。

講師の任命

- (1) NROセミナー（認定講習・更新講習）：インストラクター養成講習を経たレースマネジメント委員のNROの中から、レースマネジメント委員会委員長が指名する。
- (2) ARO・LROセミナー（認定講習・更新講習）：原則としてレースマネジメント委員のNROの中から、実施団体と協議の上、レースマネジメント委員会委員長が指名する。

## Ⅷ. レースマネジメント・クリニックの運営

1. レースマネジメント・クリニック（以下「クリニック」という）の企画・運営手続き等は新規認定時（セミナー）に準じて行なう。

クリニックの受講は、NRO更新の要件であるが、レースオフィサーとしてのスキルを高めるために、NRO以外の者が受講することは妨げない。

4. 受講申込書に基づき、受講者一覧表を作成する。

5. NRO更新のための義務講習としての講習会

- (1) 講習内容が異なることから、セミナーとクリニックを同時開催することはできない。
- (2) 講習会の内容は主にレース運営及び大会運営の実務に関連したものとする。

- (3) 費用

講習料 3,000円

- (4) 受講者が持参するもの

筆記用具

ルールブック、レースマネジメントマニュアル、レースマネジメントポリシー

講習料

(5) 更新前4年以内にWSレースマネジメントクリニックまたはWSレースオフィサーセミナーを受講した者は、クリニックの受講を免除する。

6. レースオフィサー小委員長は水域担当レース委員と協議して、その実施計画（予算計画を含む）を策定し、JSAFレースマネジメント委員長に報告する。JSAFレースマネジメント委員長は同計画をJSAF理事会に上申する。

講師の指名

原則として、レースマネジメント委員のNROの中からレースマネジメント委員会委員長

が指名する。

7. その他、クリニックの企画・運営に係る事項は別に定める。

#### **Ⅷ. 添付資料**

1. 講習会等のスケジュール案
2. 受講・受験申込書（認定受講・受験者名簿兼用）新規用 / 更新用 及びその記載例
3. 所属団体長等の推薦状（新規用 / 更新用）
4. 受講・受験者一覧表
5. 認定講習会・試験実施報告書
6. レースオフィサー登録名簿（LRO用、ARO用、NRO用）

以上